資料２

令和８年度　群馬県剣道連盟　審判講習会メモ

令和８年５月９日（日）
審判伝達講習会
舘林邑楽武道館
橋本・伊藤

・選手の関係者は可能な限り審判を外れる。

・失敗をそのままにしない。
Ex）谷先生の全日本剣道選手権決勝の事例から
→主審（谷先生）が反則を宣告しなかった際になぜ副審が試合を止めそれを指摘しなかったのか。反則に関する判断（反則に関して合議をするかどうかの判断）は主審の専決事項だが、それ以外の部分では副審も試合を止め合議をかけることができる。反則を宣告せずに試合を再開したことについて、コート主任（全日本の場合、決勝戦だったので主任は審判主任となる）はなぜ確認および指摘を行わなかったのか）も責任が問われる。

４　有効打突の見極め
（１）有効打突（気剣体の一致）の要素・要件（「手引き」P7）
・一本と判断しない場合はどの要件が欠如していたか明確にする必要がある。

（２）「刃筋正しく」とは（「細則」第 10 条）
・竹刀の弦が適正な位置にない場合は主審が指導を行う。刃筋が正しくなければ有効打突ではない（細則第 27 条）。副審は主審が気づいていない場合には間をみてジェスチャーで伝えるなどする。

（３）玄妙な技の判定（「手引き」P6）
・玄妙な技に関しては積極的に見極め一本としていく。打突が軽いからといって一本にならないとはしない。
　→特に返し技等で玄妙な技が出る機会が多い。

（４）次の場合は有効打突とする事ができる（「細則」第 11 条）
・「直ち」と「同時」の認識の違いには注意すること。「直ち」とは一呼吸の間があるもの、同時とはまさにその瞬間のことである。
・試合の終了はブザーと同時である。主審の合図ではない。審判およびコート主任は試合終了間際の際どい一本がブザーと同時であったのか留意する必要がある。判断に関して疑義があった場合は合議を行う。

（６）有効孔打突の取り消し（「規則」第 27 条）
・主審は判定の宣告後も選手から目を離してはいけない。不適切な行為が行われていないか確認をする必要がある。不適切な行為があった場合は宣告の取り消しを行うことができる。

（７）残心の解釈と見極め（「手引き」P8）
・残心をとらないという事と残心がとれないという事は異なる。
・昨今見受けられる相手に示していないことが認められる残心（試合の相手がいる方角と全く

関係ない方向に残心を示すような動作を行うもの）については、残心あるものとする要件から外れるため、一本を取り消してよい。

５　禁止行為及び不当な行為を見逃さない

（２）審判員または相手に対する非礼な言動（「規則」第 16 条）

・審判員または相手に対する非礼な言動があった場合は、コート主任・審判主任に報告の上退場を宣告することができる。

　→昨今、SNS においても同様の事例が認められることがあるためそれに対する対策も必要。

（３）以下の行為は禁止行為（「規則」第 17 条）

⑤自己の竹刀を落とす。

Q）・竹刀を離してしまったものの、床でバウンドし再び柄を掴んで試合を続行できた。

　・竹刀を離してしまったものの両手で柄の部分を抱えて落とさずに再び試合が続行できた。

　・竹刀を離してしまい、床には落とさなかったものの刃部を掴んでしまった。

（４）不当な行為

・鍔迫り合いや打突時に暴力的な行為があった場合は反則を宣告する。

Ex）打突者に対する不用意なかち上げや鍔迫り合い時における首狩りなど

（５）鍔迫り合いについて（「手引き」P9 ～ 11）

・鍔迫り合いに関して、３秒以上経過し相手が離れようとした際に引き技を打つ行為は、それが疑惑でなく確信に変わった場合は反則を取ってよい。

→これについても反則行為であるため主審の専決事項となっている。副審はこのタイミングで撃たれた打突が例え有効打突であっても反則と認めた場合は一本の宣告をしない。

※谷先生の３秒の認識について

（６）主審と副審の協調・協働を心がける

・合議の場合は主審・副審各々がそれぞれ答えをもってその答えを確認する場とする。合議をもって相談する場ではない。なお、主審は反則の内容を選手に伝える際には合議の後その場に留まり選手に説明した後定位置に戻る。

７　審判員の位置取りと移動について

・錬成会等で１人審判を行うことがあるが、主審の動きは正にその動きと言える。